

家の改良資金を融資

京都府 住宅改良資金融資制度

融資申込みを受け付け

京都府では、自分の住んでいる家の増築や修繕に、必要な資金を長期、低利に融資する住宅改良資金融資制度の融資申込みを受け付けていますから、ご利用ください。

この制度は、家が老朽や狭くなったため、増築、修繕などの改良工事をしようとする場合、資金のたらない人に長期、低利の資金を融資し、住まいの改善をはかることを目的として設けられたものです。

制度のあらましは、つきのとおりです。

●利用できる人

・増築——家族構成からみて、古い住宅などにその必要を感じ、老人の居る、浴室などの増築や白所の拡張をするため、居住部分の床面積が三十、百二十平方メートル以下の住宅

・修繕工事——居住部分の床面積が百六十六平方メートル以下の住宅

・融資額——増築——十平方単位で六十万円

・融資の条件——利率——年六・五パーセント

・償還期限——償還期間——十年以内（元金均等返済）

・借家の取扱——借家については、修繕工事の範囲内で一定の条件を満たすものについて融資が受けられますので、窓口で相談してください。

・対象住宅の規模、規格——増築工事——増築後の居住部分の床面積が三十、百二十平方メートル以下の住宅

・融資額——増築——十平方単位で六十万円

・融資の条件——利率——年六・五パーセント

・償還期限——償還期間——十年以内（元金均等返済）

・借家の取扱——借家については、修繕工事の範囲内で一定の条件を満たすものについて融資が受けられますので、窓口で相談してください。

・対象住宅の規模、規格——増築工事——増築後の居住部分の床面積が三十、百二十平方メートル以下の住宅

・融資額——増築——十平方単位で六十万円

・融資の条件——利率——年六・五パーセント

・償還期限——償還期間——十年以内（元金均等返済）

・借家の取扱——借家については、修繕工事の範囲内で一定の条件を満たすものについて融資が受けられますので、窓口で相談してください。

・対象住宅の規模、規格——増築工事——増築後の居住部分の床面積が三十、百二十平方メートル以下の住宅

・借家の取扱——借家については、修繕工事の範囲内で一定の条件を満たすものについて融資が受けられますので、窓口で相談してください。

・対象住宅の規模、規格——増築工事——増築後の居住部分の床面積が三十、百二十平方メートル以下の住宅

・融資額——増築——十平方単位で六十万円

・融資の条件——利率——年六・五パーセント

・償還期限——償還期間——十年以内（元金均等返済）

・借家の取扱——借家については、修繕工事の範囲内で一定の条件を満たすものについて融資が受けられますので、窓口で相談してください。

・対象住宅の規模、規格——増築工事——増築後の居住部分の床面積が三十、百二十平方メートル以下の住宅

・融資額——増築——十平方単位で六十万円

・融資の条件——利率——年六・五パーセント

・償還期限——償還期間——十年以内（元金均等返済）

・借家の取扱——借家については、修繕工事の範囲内で一定の条件を満たすものについて融資が受けられますので、窓口で相談してください。

・対象住宅の規模、規格——増築工事——増築後の居住部分の床面積が三十、百二十平方メートル以下の住宅

交通事故相談

相談に応じます

市では、四月から毎週「交通安全相談」を開催しています。交通事故が、社会問題としてとらえられて久しいものがあります。事故を起こした、また起こされた当事者間で、困難な問題が横たわっています。こうした問題に、少しでも適切

に指導し、解決の手助けをしていこうということで、設けたものです。

相談の内容は、交通事故に因りて、事故発生の際の賠償額の算定関係機関の案内、生活つなぎ資金の借入れ、保険の賠償金と請求手続きを中心として、相談に応じます。

お気軽にご利用ください。

【相談日】 毎週月・木曜日、午前九時～午後四時

【相談場所】 市役所市民相談室 ※相談の申込みや受け付けは、公民館または市民課まで。

【電話】 〇二一〇二一

【住所】 向日市

【お問い合わせ先】 市民課

監査事務局 市の人事異動を設

昭和四十八年度の新人職員配置、監査事務局の新設に伴う人事異動を四月一日付で行なった。

監査事務局の初代局長に清水勇前商工課長を、後任の商工課に岡崎健則課長補佐を長任命した。

新人職員四十二名（うち退職による欠員補充十四名）を加えて、職員数は四百二十一名になりました。

庁舎二階の事務室の配置が一部変わり、教育委員会と企画課が入りました。

【お問い合わせ先】 市民課

編集室から

広報紙が今月で白身を通えました。創刊号以来、隔月間々みなさんのお手もとにお届けしてから十九年たちりました。

新年度からは、毎月一回発行することになり、広報係もはりきっています。また、テレビ広報「向日市教だより」も手がけ、広報活動の充実に取り組んでいます。

さて、次回は新年度専任編集者をお届けします。

【お問い合わせ先】 市民課

【電話】 〇二一〇二一

【住所】 向日市

五月のメモ

いよいよ初夏です。もうこれからは、寒いというほどの日はありません。

その吹く風もさわやかに、野も山も緑一色に染めあげられ、日の光はまぶしいこのころです。

●ころも……これから盛夏にかけて、白い衣類を着ることが多くなります。白いものを白く着るのがおしゃれの第一歩といわれます。

白いものといえば、ブラウスやワイシャツ、それに加えて下着類の全部といえましょうか。お洗たくのときは、他の衣物とは別にあらって

洗ってください。

●住まい……

庭の雑草はあまじく根を張らないうちに仕まつておかないと、あとになると手にかかるといいます。

草とりをいっぺんにやっつてしまおうとするのは無理です。本来ですと、ひと回降った翌日とか、終わりの残った朝のうらやかとすりすのようですが、一週間ぐらいの予定を立て、毎日少しずつとるよう（観察をきめて、進めていくのがいいです）。

●いねむり運転……さわやかな初夏、郊外は、木々の緑がさわやかに目に映ります。

ドライブには、快楽な季節です。

が、いねむり運転はやめましょう。快い運転のあと、すぐ睡魔が襲ってきますから、ひと休みしながらハンドルを握って、安全運転に心がけ、楽しいドライブをしてください。

●歳時記……

歳時記をみますと夏というのは「立夏」から「立秋（八月八日）」の初日までのことをいうわけですが、気象的には、梅雨期から盛夏期をいいます。

わたしたちの身体が、感应的に感じる季節の名前として冬は「冷ゆ」だから寒いのだ、夏は「熱」だから暑いのだということですね。

【お問い合わせ先】 市民課

【電話】 〇二一〇二一

【住所】 向日市



うら通りの事故増加

火事・救急・消防相談
九二二一八〇〇〇番へ